

国土形成計画について

国土形成計画の枠組み

根拠法:国土形成計画法
(国土総合開発法の抜本改正により平成17年に成立)

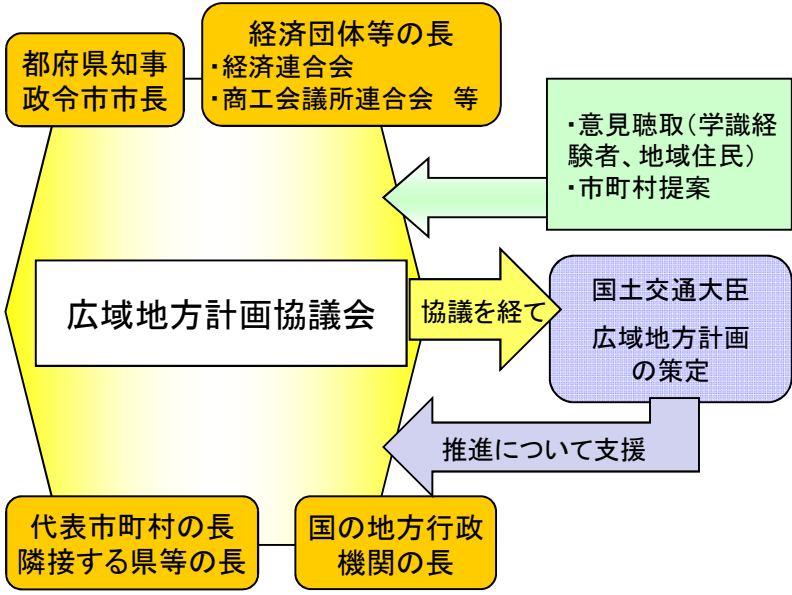
全国計画 (平成20年7月閣議決定)

- 長期的な国土づくりの指針(閣議決定)
- 地方公共団体から国への計画提案制度



広域地方計画(平成21年8月策定)

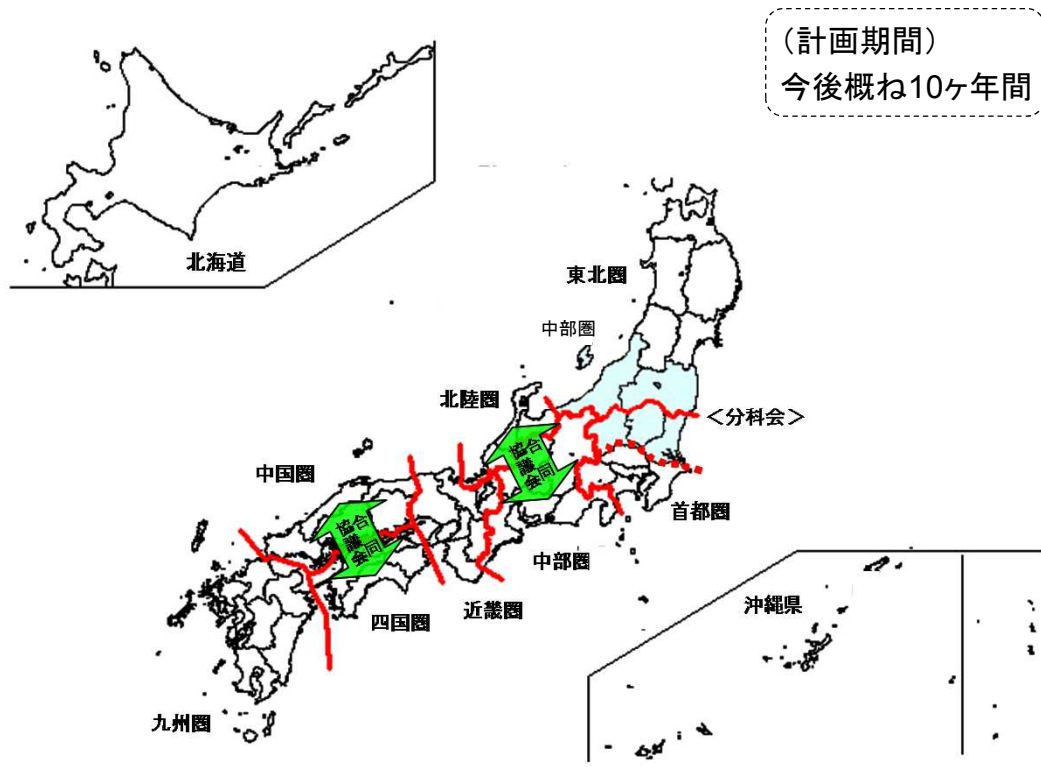
- 国と地方の協働による広域ブロックづくり
 - ・ 国、地方公共団体、経済団体等で広域地方計画協議会を組織し、計画及びその実施に関し必要な事項について協議



- 量的拡大「開発」基調から「成熟社会型の計画」へ
- 国主導から二層の計画体系（分権型の計画づくり）へ

新しい国土像

多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る



- 広域ブロックごとに特色ある戦略を描く
- 各ブロックが交流・連携、相乗効果による活力
- 各地域が相互に補い合って共生
- 文化・伝統や個性ある景観など美しい国土の再構築